神戸市告示第214号

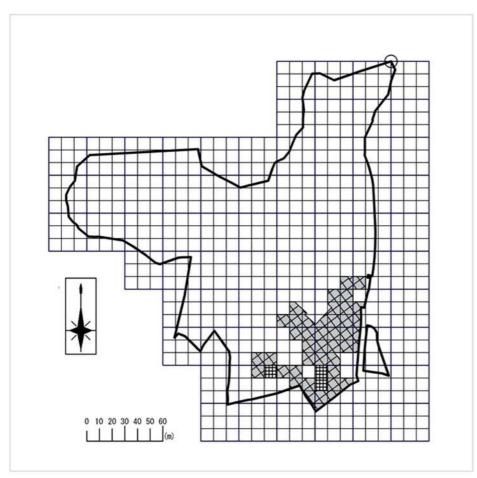
土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届 出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和6年7月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域 東灘区本山北町4丁目478番、480番、481番の各一部 (別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

:敷地境界

:形質変更時要届出区域

:指定を解除する

形質変更時要届出区域

起点は、東灘区本山北町4丁目471番の 最北端とする。

<格子の回転角>

格子の回転は行わなかった。